○農林水産省告示第千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字巣山字向ケ迫一二三一八、一二三一九、一二三二二、一二三二三、一二三二五、一二三二七、一二三二八、一二三三一の一、一二三三一の二、一二三三二の一、一二三三三の一、一二三三三の二、字向ケ佐古一二三二〇、一二三二一、一二三二四、一二三二六、一二三二九、一二三三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向ケ迫一二三一八・一二三一九・一二三二二・一二三二五・一二三二七・一二三三一の一・一二三三一の二・一二三三三の一・一二三三三の二・字向ケ佐古一二三二〇・一二三二一・一二三二四・一二三二六・一二三二九・一二三三〇（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上河内谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

福井県大飯郡おおい町名田庄挙野二八号上河内谷　二番から四番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県大飯郡おおい町名田庄挙野二一号山越　一九番一　二号

一九番二　一号

二二号河内谷　一番　六号及び七号

二八号上河内谷　一番　五号

二番　四号

四番　三号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈胡坂川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県小浜市奈胡一二号奥奈胡坂　二番一

三番から五番まで

六番一及び六番二

五六号奈胡坂　一三番及び一四番

五七号森ノ下　一番及び二番

三番一

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、広昇株式会社（登録研修機関第六十七号）から旅程管理研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月二十五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	大阪府堺市西区浜寺元町四丁四百七十八番二号二階
変更後	大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁四百六十

二　変更の年月日　令和七年七月十四日

○防衛省告示第百八十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の㋐から㋗までの六点を順次結んだ線並びに㋐及び㋗の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

㋐　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋒　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

㋓　北緯四一度四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の㋐から㋗までの八点を順次結んだ線並びに㋐及び㋗の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

㋐　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

㋒　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

㋓　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

㋔　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋕　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

㋖　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

㋗　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の㋐から㋓までの六点を順次結んだ線並びに㋐及び㋓の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

㋐　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

㋑　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒